



福岡県医発第1561号(地)

平成18年11月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武



病院におけるアスベスト対策について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日より施行されました。

本件は、今回の改正を受け、労働基準局等より「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」、「建材中の石綿含有率の分析方法について」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」が発出され、これらを踏まえ、病院におけるアスベスト対策に関する留意事項がまとめられたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・島田昇二郎





(地Ⅰ125)

平成18年11月7日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木



病院におけるアスベスト対策について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局指導課より都道府県衛生主管部（局）に対して標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年9月1日より施行され、またこれらの改正を受け労働基準局等より「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」、「建材中の石綿含有率の分析方法について」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」が発出されたこと等を受け、病院におけるアスベスト対策に関する留意事項をまとめたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成18年10月31日

社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局指導課

病院におけるアスベスト対策について

「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について」(平成17年8月1日医政発第0801004号医政局長通知)等に基づき行っております病院における吹付けアスベスト等使用実態調査では、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、その取扱いについて別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて通知を発出いたしましたのでご連絡いたします。

今後ともアスベスト対策の重要性をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



医政指発第 1031001 号
平成18年10月31日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

病院におけるアスベスト対策について

病院における吹付けアスベスト対策については、患者又は職員等の安全対策に万全を期すために従来より別紙1の通知等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、アスベストによる労働者の健康障害の防止を徹底するとともに、ばく露防止対策の充実等を図るため、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」が一部改正され、平成18年8月2日に公布、平成18年9月1日から施行されました。

今回の改正を受けて、当省労働基準局長等から「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」（参考1）、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（参考2）及び「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（参考3）が発出されています。

については、これらの改正内容等を踏まえ、別紙2のとおり病院におけるアスベスト対策に関する留意事項を取りまとめましたので、病院の管理者等に対して適切な措置を講ずるよう指導方お願いします。

通 知 等 一 覧

- 病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について
（平成 17 年 8 月 1 日付医政発第 0801004 号）
- 病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の
対応について
（平成 17 年 10 月 4 日付医政指発第 1004001 号）
- 病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の中間報告を踏まえた今後の
対応について
（平成 17 年 10 月 17 日付医政指発第 1017001 号）
- 病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今
後の対応について
（平成 17 年 11 月 29 日付医政指発第 1129002 号）
- 病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結
果の公表及び今後の対応について （平成 18 年 2 月 13 日付医政指発第 0213001 号）

病院におけるアスベスト（石綿）対策に関する留意事項

「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正（平成18年9月1日施行）により、石綿製品の製造等が原則禁止され、規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に範囲が拡大されたところであるが、この改正内容を踏まえた留意事項については以下のとおりである。

1 石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等への対応

（1）昨年実施した「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」（平成17年8月1日付医政発第0801004号通知）（以下、使用実態調査」という）では、「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるものを調査対象建材としていた。しかし、今回の改正により、石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等が新たに労働安全衛生法の規制の対象となる。

（2）したがって、新たに労働安全衛生法の規制の対象となったもののうち、吹付け石綿等の粉じんの飛散により、ばく露するおそれがあるものについては、石綿障害予防規則第10条第1項の規定による対策工事等を実施する必要があるため、確認すること。

（3）建材中の石綿含有率の分析方法については、労働基準局長等からの通知（参考2及び参考3）により分析を行う必要があるが、既に実施した分析調査に係る取扱いについても示されているので留意のこと。

具体的には、既に実施した使用実態調査における分析調査の結果を活用して、次に示す①～③については、改めて分析調査をしなくとも、石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等と判断することが可能である。

- ① アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が0.1%を超え、1%以下」であったもの。
- ② アスベストの定性分析で「石綿の含有あり」とされたもので、アスベストの定量分析を行った結果「含有率が1%以下で定量下限」であったもの。
- ③ アスベストの定量分析で「含有率が1%以下」ということしか報告を受けていない場合でも、分析業者においては定性分析を行っていると思われるので、問い合わせ等を行い、定性分析において「石綿の含有あり」と確認されたもの。

昨年実施した使用実態調査の結果と今回の改正政令等への対応

昨年実施した使用実態調査の結果		今回の改正政令等への対応	備 考
定性分析の結果	定量分析の結果		
分散染色法等により分散色が確認された (石綿の含有あり)	1%を超える	対 応 済	
	0.1%を超え、1%以下	必 要	上記①
	1%以下で含有率不明	必 要	上記②③
分散染色法により分散色が確認されない (石綿の含有なし)		不 要	

2 石綿を含有する吹付けアスベスト等以外の建材の対応

今回の改正により、石綿を含有する吹付けアスベスト等以外の建材（ボード類、床材及び保温材等）についても、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に規制の対象範囲が拡大されているため、施設の解体や改修工事を行う場合は留意すること。

3 その他

規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを踏まえ「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査については、別途通知する予定。

(参考) 石綿障害予防規則第十条

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項及び第四項に規定するものを除く。）

に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

基発第0823004号

平成18年 8 月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部
を改正する省令の周知について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正政令」という。）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正石綿則」という。）が平成18年 8 月 2 日に公布され、同年 9 月 1 日より施行されることとなった。その内容については、平成18年 8 月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」により指示したところであるが、関係事業者団体に別添のとおり周知しているので、関係事業者等に対する改正政令及び改正石綿則の周知に遺漏なきを期されたい。

(別添)

基発第0823003号

平成18年 8 月23日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿については、平成7年4月に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトの製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止され、また、平成16年10月に石綿を含有する建材、ブレーキ材等の摩擦材及び接着剤の製造等が禁止されたところです。

その後も、石綿含有製品の代替化の状況を踏まえつつ、全面禁止について検討を進めておりましたが、平成17年に石綿による健康障害が社会問題化したところであり、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）の改正を行い、国民の安全確保上の観点等から代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止することといたしました。

また、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）については、平成17年7月1日から施行されていますが、その施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ改正を行い、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図ることとしました。

つきましては、本改正の主な内容は下記のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載、会員事業場等の取組みの把握、協力支援等により、本改正内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正政省令の内容、パンフレット等については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>）に掲載しております。

記

1 政令関係

(1) 平成18年9月1日以降、別添に掲げる物を除き、石綿を含有するすべての物の製造、

輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）を禁止すること。

また、平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された建材、シール材等のいわゆる在庫品についても譲渡（販売）することはできず、また、使用することもできないこと。

なお、同日において現に使用されている物について、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されないが、これを改修等により新たな物に交換する場合には、石綿を含有しない代替物とする必要があること。

- (2) 規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」としたこと。

2 石綿則関係

- (1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。

- (2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

- (3) 器具、工具、足場等の持出し禁止

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

- (4) 記録の保存期間の延長

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

3 施行日

上記1及び2ともに平成18年9月1日から施行することとしたこと。

製造等禁止が猶予される製品（ポジティブリスト）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシート ガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの
		ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット 形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グラندパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

基 発 第 0821002 号

平成18年8月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところである。

については、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法

※別添省略

基安化発第0821001号

平成18年8月21日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添のとおり周知したので了知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について
局長通達の記の2の（2）の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の（3）の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の（1）と同様であること。
- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて
（1）JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以下「残さ率」

という。)が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限(以下「定量下限」という。)以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- (1) JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- (2) 局長通達の記の2の(1)の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- (3) 廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- (4) JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。

※別添省略